

東大和市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部
を改正する条例を公布する。

令和8年 9 月 7 日

東大和市長

和地 仁美

東大和市条例第27号

東大和市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例

東大和市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成
6年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第8条及び第11条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される東大和市議会議員及び市長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された東大和市議会議員及び市長の選挙については、なお従前の例による。